

島根県報

第一、五〇六号
平成十五年九月十九日
(金曜日)

目次

告示	島根県立大学学則の一部改正	(総務課)	一
定	生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	二
出	生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	()	二
	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	二
	島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	三
	島根県ゴルフ場農業使用適正化指導要綱の一部改正	(生産振興課)	五
	土地改良区の役員の変更及び住所の変更	(農村整備課)	七
	土地改良区の定款変更の認可	()	七
	県営土地改良事業計画の変更(四件)	()	七
	土地改良事業変更計画書の縦覧	()	八
	換地計画書の縦覧	()	九
	道路の区域の変更	(道路維持課)	九
	道路の共用開始	()	一〇
	県道の路線の認定の一部改正	()	一一
公告	財団法人都道府県会館の災害共済事業経営状況の公表	(管財課)	一一

平成十五年度林業改良指導員資格試験の実施
都市計画の変更案の縦覧
開発行為に関する工事の完了
選挙告示
個人演説会を開催することができる施設の指定
衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党
が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当
該一般放送事業者の放送設備により行うことができる
政見放送の回数

(林業課) 一一
(都市計画課) 一二
() 一二
() 一二
一一
一二
一三

告示

島根県告示第七百七十一号
島根県立大学条例施行規則(平成十二年島根県規則第四十二号)第十七条第一項の規定により島根県立大学学則が改正され、島根県立大学長から届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。
平成十五年九月十九日
島根県知事 澄田信義

授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
		必修	選択	
証券市場論	一・二・三・四秋		自由	

附則
この学則は、平成十五年十月一日から施行する。

島根県告示第七七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年九月十九日

島根県知事 澄 田 信義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
本田医院	簸川郡湖陵町大字二部一八〇二一	平成十五年八月九日
たなか内科クリニック	松江市上乃木九丁目一〇	平成十五年八月二十日
もりわき歯科クリニック	大田市大田町大田街区番号一〇符号一	平成十五年七月三十日
西平田あおぞら薬局	平田市西平田町二四三番地一	平成十五年八月十八日
小林薬局古市店	仁多郡横田町大字下横田四二一番地一一	平成十五年九月一日
DCB薬局ラピタ店	出雲市今市町八七	平成十五年八月一日

島根県告示第七七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年九月十九日

島根県知事 澄 田 信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
石田胃腸科医院	松江市南田町九九二	平成十五年八月三十一日
おおつか薬局	松江市東本町四丁目二二四	平成十五年七月三十一日

島根県告示第七七十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年島根県規則第十七号）第二条の規定により告示する。

平成十五年九月十九日

島根県知事 澄 田 信義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
和崎雄一郎	循環器科 内科 呼吸器科	医療法人好生堂和崎医院	鹿足郡津和野町大字後田口四〇五	平成十五年九月三日
片岡 英幸	耳鼻咽喉科	広瀬町立広瀬病院	能義郡広瀬町広瀬一九三	"
竹内 英二	耳鼻咽喉科	広瀬町立広瀬病院	能義郡広瀬町広瀬一九三	"
裕田 猛真	耳鼻咽喉科	広瀬町立広瀬病院	能義郡広瀬町広瀬一九三	"
長谷川賢作	耳鼻咽喉科	広瀬町立広瀬病院	能義郡広瀬町広瀬一九三	"

加藤 芳朗	内科	大和村国民 健康保険診 療所	邑智郡大和村都賀本郷一 六三	"
-------	----	----------------------	-------------------	---

島根県告示第七百七十五号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱(平成三年島根県告示第四百四十七号)の一部を次のように改正する。

平成十五年九月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第一条関係)

三 措置要 網第二の 二の(三)の 生活環境 施設整備 資金		二 措置要 網第二の 二の(二)の 保健機能 増進施設 整備資金		一 措置要 網第二の 二の(一)の 加工流通 施設整備 資金		中山間地域活性化資金の種類		融資機関が措置要網第三の二のイ、エ、カ及びキに掲げる者である場 合		融資機関が措置要網第三の二のウ及びオに掲げる者である場 合		利 子 補 給 率		
								合	合					
農業協同組合等に貸し付け る場合	農業協同組合等以外の者に 貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合	大企業以外 の者に貸し 付ける場合	大企業に貸し付ける場合	大企業以外 の者に貸し 付ける場合	貸付金のうち 二億七千万円 以下の部分	貸付金のうち 二億七千万円 を超える部分	貸付期間 が七年以 内の場合	貸付期間 が七年を 超え九年 以内の場 合	貸付期間 が九年を 超え十年 以内の場 合	貸付期間 が十年を 超え十二 年以内の 場合	貸付期間 が十二年 を超え十 四年以内 の場合	貸付期間 が十四年 を超え十 五年以内 の場合	年〇・四パーセント
								貸付期間 が七年以 内の場合	貸付期間 が七年を 超え九年 以内の場 合	貸付期間 が九年を 超え十年 以内の場 合	貸付期間 が十年を 超え十二 年以内の 場合	貸付期間 が十二年 を超え十 四年以内 の場合	貸付期間 が十四年 を超え十 五年以内 の場合	
農業協同組合等に貸し付け る場合	農業協同組合等以外の者に 貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合	大企業以外 の者に貸し 付ける場合	大企業に貸し付ける場合	大企業以外 の者に貸し 付ける場合	貸付金のうち 二億七千万円 以下の部分	貸付金のうち 二億七千万円 を超える部分	貸付期間 が七年以 内の場合	貸付期間 が七年を 超え九年 以内の場 合	貸付期間 が九年を 超え十年 以内の場 合	貸付期間 が十年を 超え十二 年以内の 場合	貸付期間 が十二年 を超え十 四年以内 の場合	貸付期間 が十四年 を超え十 五年以内 の場合	年〇・四パーセント
								貸付期間 が七年以 内の場合	貸付期間 が七年を 超え九年 以内の場 合	貸付期間 が九年を 超え十年 以内の場 合	貸付期間 が十年を 超え十二 年以内の 場合	貸付期間 が十二年 を超え十 四年以内 の場合	貸付期間 が十四年 を超え十 五年以内 の場合	

附 則

- 1 この告示は、平成十五年九月十九日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年八月二十日から適用する。
- 2 平成十五年八月二十日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成二年六月七日付け農経 A 第六百三十五号農林水産事務次官依命通知）第四の（三）の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第七百七十六号

島根ふどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱（平成十二年島根県告示第九十二号）の一部を次のように改正する。

平成十五年九月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年一・二パーセント」を「年一・一パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十五年九月十九日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根ふどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年八月二十日以降に貸し付けられる島根ふどう災害緊急特別資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根ふどう災害緊急特別資金については、なお従前の例による。

島根県告示第七百七十七号

島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱（平成八年島根県告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

平成十五年九月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

第三条第二項中「製造業者」を「製造者」に、「輸入業者」を「輸入者」に、「販売業

者」を「販売者」に改め、同条第三項を次のように改める。

- 3 前二項の規定は、事業者からゴルフ場における農薬を使用する防除の委託を受けた者に準用する。

第六条中第七号を第八号とし、同条第六号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 農薬を使用する者が遵守すべき規程を定める省令（平成十五年農林水産省・環境省令第五号。以下「省令」という。）に規定する基準

第十条第二項中「事業者は」の下に、「実施の確定後速やかに様式第一号により空中散布実施事前通知書を」を加え、「様式第二号」を「様式第三号」に、「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同条第五項中「様式第四号」を「様式第五号」に改める。

第十一条第三項中「様式第五号」を「様式第六号」に改める。

第十三条中「第六条第六号八」を「第六条第七号ロ」に改める。

様式第五号を様式第六号とし、様式第四号を様式第五号とし、様式第三号中「罫10罫2罫」を「罫10罫罫2罫」に改め、同様式を様式第四号とする。

様式第一号中「罫10罫罫2罫」を「罫10罫罫2罫」に改め、同様式を様式第三号とし、様式第一号の次に次の一様式を加える。

様式第2号 (第10条関係)

年度空中散布実施事前通知書

年 月 日

島根県知事 様

ゴルフ場の名称：

ゴルフ場の所在地：

事業者の氏名：

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

ゴルフ場における空中散布を下記のとおり計画しましたので、島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱第10条第2項の規定に基づき提出します。

記

- 1 実施予定日時
- 2 実施予定区域
- 3 対象作物 (品種) 名、病害虫名及び面積
- 4 散布農薬
 - (1) 農薬名
 - (2) 剤型
 - (3) 希釈倍率
 - (4) 散布量 ($\ell \cdot \text{kg} / \text{ha}$)

(注) 事業者の氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

この告示は、平成十五年九月十九日から施行する。

島根県告示第七百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員（退任及び住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する）

平成十五年九月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

江津市土地改良区

一 退任した役員（氏名及び住所）

理事 大江 辨治 江津市波子町イ二二五番地二三八

渡邊 俊幸 江津市波積町本郷二八七番地

野原 昭仁 江津市都野津町二二六九番地二

二 住所を変更した役員（氏名及び住所）

理事 の別	氏 名	住 所	
		変更前	変更後
理 事	笠井 薫	江津市金田町口二八三番地	江津市嘉久志町イ三三〇六番地七六
		江津市川平町平田イ八六五番内第二地	江津市川平町平田イ一七一番地
監 事	小川 努	江津市川平町平田イ一七一番地	江津市川平町平田イ一七一番地

島根県告示第七百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大田市祖

式町祖式土地改良区の定款変更を平成十五年九月十日付けで認可した。

平成十五年九月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第七百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、飯石北（掛合）地区を受益地域とする農道事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次とおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更（異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出らるる）

平成十五年九月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

飯石北（掛合）地区農道事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

掛合町役場

島根県告示第七百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、飯石北（掛合）地区を受益地域とする用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更（異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出らるる）

平成十五年九月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

飯石北（掛合）地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

掛合町役場

島根県告示第七百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、飯石北（三刀屋）地区を受益地域とする農道事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年九月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

飯石北（三刀屋）地区農道事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

三刀屋町役場

島根県告示第七百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、飯石北（三刀屋）地区を受益地域とする用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年九月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

飯石北（三刀屋）地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

三刀屋町役場

島根県告示第七百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の変更施行について協議があり、同条第五項で準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年九月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大東町	芹谷地区農道事業（基盤整備促進事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から二十一日間	大東町役場

島根県告示第七百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条第一項の規定に基づき、仁多町長から里田地区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出らるたい。

平成十五年九月十九日

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書

島根県知事 澄田信義

二 縦覧の期間

平成十五年九月十九日から二十一日間

三 縦覧の場所

仁多町役場

島根県告示第七百八十六号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十九日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域		変更前後の別	敷地の幅員	延長	管轄する土木建築事務所の名称	備考
		区	間					
県道	はまたリゾート線	浜田市上府町イ二四四五番三〇地先から同町イ一四四〇番五地先まで	浜田市上府町イ二四四五番三〇地先から同町イ一四七六番四地まで	前 A	一三・一〇メートル	一八五・〇〇	浜田土木建築事務所	道路改良工事 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 Bは一般国道九号（江津道路）江津西インターチェンジ接続区間
		後 B	一三・一〇メートル	一八五・〇〇				
"	下府江津線	江津市敬川町三五二番一地先から同町三七〇番一地先まで	江津市敬川町三五二番一地先から同町三七〇番一地先まで	前 A	一六・〇〇メートル	一五〇・〇〇	"	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 Bは一般国道九号（江津道路）江津インターチェンジ接続区間
		後 B	一六・〇〇メートル	一五〇・〇〇				
"	下府江津線	江津市敬川町三五二番一地先から同町八八番地まで	江津市敬川町三五二番一地先から同町八八番地まで	前 A	一四・五〇メートル	五三三・〇〇	"	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 Bは一般国道九号（江津道路）江津インターチェンジ接続区間
		後 B	一四・五〇メートル	五三三・〇〇				

島根県告示第七百八十七号
 道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成十五年九月十九日
 島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
一般国道	三百十四号	仁多郡仁多町大字三成一三一九番五地先から同大字六六五番一地先まで	二八七・〇〇メートル	平成十五年九月十九日	仁多土木事務所	
県道	本庄福富松江線	松江市大海崎町七一七番地先から同町字石場四九一番一地先まで	三二〇・〇〇	"	松江土木建築事務所	
"	"	松江市大海崎町字平清水六〇番一地先から同町字大廻三番四地先まで	三九〇・〇〇	"	"	
"	"	松江市大海崎町字平清水一三一番一地先から同町字九番一地先まで	三三〇・八〇	"	"	
"	掛合上阿井線	飯石郡吉田村大字吉田四三三三番九地先から同大字四三二四番七地先まで	八五・五〇	"	木次土木建築事務所	
"	"	飯石郡吉田村大字吉田四三三三番六地先から同地番先まで	一三一・〇〇	平成十五年九月三十日	"	
"	下横田出雲三成停車場線	仁多郡仁多町大字三成六六五番二五地先から同大字六六五番一地先まで	二五・五〇	平成十五年九月十九日	仁多土木事務所	
"	石見福光停車場線	邇摩郡温泉津町大字福光八四五番一地先から同大字イ三〇〇番地先まで	二七八・〇〇	"	大田土木建築事務所	
"	はまだリゾート線	浜田市上府町イ二四四五番三〇地先から同町イ一四七六番四地まで	二二三・二〇	平成十五年九月二十一日	浜田土木建築事務所	
"	下府江津線	江津市敬川町三五一番一地先から同町八八番地まで	五三二・〇〇	"	"	

島根県告示第七百八十八号

県道の路線の認定(平成七年島根県告示第三百四十一号)の一部を次のように改正する。
平成十五年九月十九日

島根県知事 澄 田 信 義
表の三三〇の項中「嘉久志インター線」を「江津インター線」に、「嘉久志インター」を「江津インター」に改める。

公 告

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第二項の規定により、財団法人都道府県会館から平成十四年度の災害共済事業経営状況について次のとおり通知があつたので、同条第三項の規定により公表する。
平成十五年九月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 建物・自動車共済事業
 - 分担金その他収入 四、四五六、七二八、五四〇円
 - 災害共済金経費その他支出 二、五〇二、四四三、五〇七円
 - 正味財産 二一、〇一三、五六八、七七三円
- 二 機械損害共済事業
 - 分担金その他収入 一、一五九、七六四、九九七円
 - 災害共済金経費その他支出 四六九、九四〇、二八一円
 - 正味財産 六、一一六、九〇四、七一六円

島根県林業改良指導員資格試験に関する条例(昭和五十九年島根県条例第二十九号。以下「条例」という。)(第二条の規定に基づき、平成十五年島根県林業改良指導員資格試験を次のとおり実施するので、島根県林業改良指導員資格試験に関する条例施行規則(昭

和六十年島根県規則第十号。以下「施行規則」という。)(第四条の規定により公告する。
平成十五年九月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 試験方法
 - 試験は、筆記試験及び口述試験とする。
 - 1 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について、次に掲げる必須科目及び選択科目を行う。ただし、選択科目については、受験者の選択する一科目とする。

必須科目	選択科目
1 林業経営	1 森林保護
2 造林	2 森林機能保全
3 森林保護	3 林産
4 森林機能保全	4 特用林産
5 林産	5 林業機械
6 特用林産	
7 林業機械	
8 普及方法(小論文)	

- 2 口述試験は、社会常識及び林業改良指導員として必要な能力について行う。
- 二 試験の場所、期日及び願書提出期限等

- 1 試験の場所
 - 松江市内中原町五二番地 島根県職員会館
- 2 試験の期日
 - 平成十五年十一月二十五日(火)
- 3 願書提出期限
 - 平成十五年十月二十九日(火)
- 4 願書提出先
 - 郵便番号六九 八五一 松江市殿町二番地
 - 島根県農林水産部林業課

三 受験資格

条例第三条の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

四 受験資格の認定

条例第三条第四号に該当する者は、施行規則第二条の規定により、受験資格の認定を受けなければならない。

五 受験願書等

試験を受けようとする者は、受験願書に施行規則第五条各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

なお、郵送の場合は書留によること。

六 受験手数料の納付

試験を受けようとする者は、受験手数料三千六百元（島根県収入証紙）を納付しなければならない。

七 受験願書等の交付

受験願書等受験に必要な用紙は、農林水産部林業課（普及特用林産係）、各農林振興センター（林業課）及び隠岐支庁農林局（林業課）において交付する。

なお、受験願書等の用紙を郵便により請求する場合は、封筒の表に、「林業改良指導員資格試験願書等請求」と朱書し、あて先を明記した返信用封筒（長形三号、九十円切手を貼付）を必ず同封すること。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年九月十九日

一 都市計画の種類

島根県知事 澄 田 信 義

出雲都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

斐川町大字富村、併川及び神氷

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び斐川町役場

四 縦覧期間

平成十五年九月十九日から平成十五年十月三日まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により広告する。

平成十五年九月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 開発区域

八束郡玉湯町大字玉造一四〇七番地一 外四筆

面積 一、二六五・五〇平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八束郡玉湯町大字玉造二五二番地

竹下正信

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第六十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三号に規定する施設として指定をした旨益田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年九月十九日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設の名称 益田市立小野保健福祉センター	所在地 益田市戸田町イ五〇一番地	指定年月日 平成十五年七月二十五日
-------------------------	---------------------	----------------------

島根県選挙管理委員会告示第六十九号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第六十五号）（第二条第七項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

なお、平成十二年島根県選挙管理委員会告示第七十六号（衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数）は、廃止する。

平成十五年九月十九日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

テレビジョン放送	
一般放送事業者	回数
山陰中央テレビジョン放送株式会社 日本海テレビジョン放送株式会社	— —

